

中間案に対する意見等の趣旨

項 目			意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方	
1	小部 まち審	前文	総合計画 との整合性	【事務局】 市民会議に意見をお伝えする。 前文については、市民会議で協議する中で、地域の身近な課題を挙げて、それを解決するにはどうすれば良いかというところから始まっている。その中で、中学生にも分かるような表現にしたいという意見もあり、より分かりやすい表現にされている。		
2	湯田 フォー ラム		【付箋】 これまでの(案)をお作りになった努力に敬意を表します！ 平成19年に山口市総合計画も出ています。その中で今度の中間案と同じ様な項目等につきましては同様な表現をとり入れられてはと感じます。			
3	山口 まち審	2条	まちづくり	【委員】 中間案のまちづくりには、そのようなハード整備は含めていない。中間案では、市民がどのように行動していくかということを規定している。		
4	徳地 まち審		市民	「市民」は住民以外に働いている人やちょっと活動を行うために市内に来る人も含めるのか？	【事務局】 住民を基本に考えるが、山口市のまちづくりに関わる人をすべて「市民」と考えている。	
5	小部 まち審			第2条の市民の定義について、「市内に居住する者」と「市内に通勤する者」を「並びに」でつなぎ、並列的にしているが、それよりは例えば「市内に居住する者を主体としながらも、敢えて市内に通勤する者も」などの表現にしてはどうか。	【事務局】 まず市民とは住民のみなさんであるということが大前提で、法令的な表現で現在は並列的な表現になっているが、より分かりやすい表現ということで、今のご意見を市民会議にお伝えする。	
6	パブコ メ		協働	協働の形態も示しておく必要性を感じますので、「その形態として、「市民一人ひとりの関わりとしての市民参画」と「組織の関わりとしての組織協働」をいう」というような個人と組織の関わりの違いを追加することが望ましいと考えます。	条例・条文の追加・修正等の必要性 ある ☐ ない ☐	
7	パブコ メ	地域コミュニティ	地域コミュニティは、定義において「集まり」とされていますが、「人の集まり」と「組織」とは異なるレベルのものであると思います。 ここで示されているのは、一定のエリア内での活動を目的とした組織と推測できることから、「地縁活動団体」若しくは「地域活動団体」という表記が望ましいと考えます。 また、市民活動(団体)は「公益を目的とした活動(組織)」と定義されていることから、「地域コミュニティ」においては、「地域内の住民による公益を目的とした組織」と定義し、組織の違いを比較できるように記載しておくことが望ましいと考えます。		【プロセス検討会案】 コミュニティの中には、組織化された集団やグループなど様々な形態がありますので、これら全てを含んだ形で「集まり」としており、また総合計画についても同様の定義としていますのでこうした表現になっております。 ご意見の趣旨を踏まえまして、「集まり」を「集団」と訂正します。	
8	パブコ メ	市民活動	地域コミュニティを組織として記載するのであれば、市民活動ではなく、「市民活動団体」という組織としての記載が望ましいと考えます。		【プロセス検討会案】 この条例における『市民活動』についての定義を行う必要があることから、それを行う団体という形で整理をしています。 また第14条で、市民活動を組織的かつ継続的に行う団体を『市民活動団体』と定義しています。	
9	山口 まち審	4条	市民の権利	知る権利	4条3項の「市民の知る権利」について、最高裁判例でも「知る権利」については確定していない。憲法にも明文化されていないのではないのか。	【プロセス検討会案】 この条例は、協働によるまちづくりを推進するにあたり、市民が主体的にまちづくりに関わるための前提として、市民と市の情報共有が必要であることから、まちづくりに関する情報を「知る権利」について規定したものであり、表現の自由(憲法第21条)の形成を支える条件としてのいわゆる請求権的性格の「知る権利」とは性質が異なると考えています。

中間案に対する意見等の趣旨

項 目			意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
10	湯田 フォーラム	5条	市民の 役割	【付箋】 第5条に、「参加するよう・・・」とあるが、第4条と同様に「参加・参画・・・」としないのはなぜですか？	条例・条文の追加・修正等の必要性
11	パブコメ	1条～17条	参加・参画の 区別	「第1条 市民の参加と協働」、「第3条 まちづくりに参加、参画」、「第4条 まちづくりに参加、参画」、「第4条の3 まちづくりに参画する」、「第5条 まちづくりに参加する」、「(市民参画機会の保障) 第17条 …参画する」、「2市は、市政に参画する」とありますが、参加となっていたり、参画となっていたり、参加、参画となっていたり、使い方の基準がわかりません。使い方に何か意味があるのでしょうか？まちづくりに参加、市政に参画という使い分けなのか。	ある ☐ ない ☐
12	阿知須 まち審	6条	協働の 意味 協働の評価 協働の 推進	「協働」という言葉がわかりづらい。 意見の中で「協働の成果をきちんと公開する」というものがあるが、同感である。評価をきちんとすれば、協働はうまくいくと思う。	【事務局】 「協働」というものが市民や行政内部もわかるように周知していきたい。 成果を公開することは重要であり、継続的にPD SAサイクルで見直す姿勢は大事である。 条例も時代に応じて変化していく条例となっている。
13	パブコメ		表現方法	「第6条 市民と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重し、補完し合いながら・・・」、「【条文の説明】まちづくりの主体である市民と市、市民と市民は、」とありますが、この『市民と市民』の視点は、条文からは読み取れないのではないかな。	【プロセス検討会案】 ご意見を受け、条文を変更します。 第6条 ⇒「市民と市、また市民と市民は」
14	山口 まち審	7条	協働の 環境づくり	地域交流センター化を踏まえての条例か。	【事務局】 地域づくりの拠点が地域交流センターである。 条例の検討の中で、交流拠点の整備は出てきた。 条例づくりと市の施策が合致した部分。
15	小部 まち審		地域交流 センター	第7条の条文の説明で「地域交流センター」という市の施策について具体的なことが書かれているが、この条文は市が作成したものか。	【事務局】 会長、副会長から提案はいただいているが、行政側がたたき台を作ったということはない。条例を作る上で、市の施策等も会議において説明しているので、こういう意見が出た。
16	小部 まち審	7条 8条	環境づくり	具体的 な 施策	【事務局】 具体的ガイドライン的なものを推進プランとして作っていく予定なので、それをもってより具体性をもたせていきたい。
17	パブコメ	8条	人づくり	人材育成	【プロセス検討会案】 ご意見を受け、条文を変更します。 第8条 ⇒「市民と市は、まちづくりの担い手の発掘又は育成するよう努めるものとする。」 ⇒「2 市は、まちづくりを支える人材を支援するよう努めるものとする。」
18	阿知須 まち審		具体的 な 施策	「人づくり」に関連して、旧阿知須町では「人材バンク」をつくっていたが、今はどうなっているのか。	【事務局】 「人材バンク」については承知していないが、人づくりについては、詳細は協働推進プランの中で検討していきたい。
19	阿知須 まち審	9条	情報共有	個人情報	【事務局】 個人情報に過剰に反応されている状況があることは承知している。何でも情報共有するのではなく、必要な情報は共有するものです。名簿の必要性をみなさんに理解していただく必要があるのではないのでしょうか。そのためにも市民のみなさんに条例の趣旨をご理解いただきたい。
				《回答に対して》 そのような説明を条例(説明文?)の中に書いていただくと良い。	

中間案に対する意見等の趣旨

項 目			意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方	
20	湯田フォーラム	10条	教育機関 教育機関の役割	第10条第2項をもう少し踏み込めないか。地域社会で何かをやろうとすると教育機関の問題が立ちはだかる。全ての教育機関がそうとは言わないが、この壁を何とかできないか。一緒に何かをやろうとした時にできるように主体に入れて踏み込んでほしい。	【会長】 意見は参考にしたい。持ち帰らせてほしい。この条例で強制をするつもりはないが、再度検討させてほしい。	【プロセス検討会案】 ご意見のような考え方も理解していますが、事業者・教育機関には、本来の事業活動を行うという役割があります。地域社会を構成する一員として可能な限り協力してもらうことを期待しています。
21	湯田フォーラム		【付箋】 第10条の教育機関の協力は不可欠である。現実として、「地域教育力」として学校では地域との共生をアピールしているが、市民活動として学校との連携は非常に高いハードルが有る。教育委員会の抜本的な改革を真に願うものである。			
22	バブコメ		事業者・教育機関 事業者・教育機関の責務	事業者・教育機関の役割については、協力し寄与するという表記となっていますが、まちづくりに向けては、事業者・教育機関の主体的な関わりも不可欠となります。 このため、「組織の社会責任として、まちづくりへの責務を果たす」という事業者・教育機関自らにも責務があるという記載が必要であると考えます。		
23	阿知須まち審	11条	地域コミュニティ	様々な会合などがあったが、合併でなくなった。地域コミュニティの活動は、行政で全て把握できるのか。	【事務局】 すべてを行政で把握することはできない。中間案は市民の目標を定められたものであり、条例を市民のみみなさんに周知していきたい。	
24	徳地フォーラム			地域をがんばってよくしようと思っても、高齢化が進んでいる。徳地全体でまちづくりができる組織ができればよい。難しいが・・・。	【委員】 高齢化が進んでいて、高齢者同士で助け合わなければどうしようもない。 過疎化や高齢化が進み、点の施策はある。これからは線、面でやっていかないといけない。	
25	市民活動評議会			「自治会は、地域課題の解決に向け取り組む」ということであるが、自治会にそうした自覚はないように思えるが。協働推進プランで具体化するのか。	【事務局】 条例の趣旨にそった形で協働推進プランで具体化していくことになる。	
26	自治会連合会			地域コミュニティは、どのような団体を指すのか。自治会や社会福祉協議会、青少年健全育成協議会などあるが。	【会長】 地域コミュニティで一番中心となるのは、自治会や町内会と思う。そのほかに婦人会や老人クラブ、子ども会、消防団などある。そうした地域の中にある団体を地域コミュニティとしている。	
27	阿知須まち審		表現方法		非常によくできた条例である。 「地域コミュニティ」という言葉は、高齢者にはわかりづらい。コミュニティに変わる日本語があれば、さらに条例がわかりやすくなると思う。	【事務局】 市民会議に意見をお伝えする。 用語の定義は、第2条にもある。条例の中には難しい言葉があるが、解説書をつけて市民のみみなさんにわかりやすい形でお知らせしたい。
28	バブコメ	12条		市民活動との対比では、第15条において市民活動の推進と記載されていますが、ここでは地域コミュニティという集まり(組織)を指す言葉となっており、活動という表記が望ましいと考えます。		【プロセス検討会案】 第15条の(市民活動の推進)の対比として、第12条は(地域コミュニティ活動の推進)となっています。

中間案に対する意見等の趣旨

項 目				意見等	市民会議委員、事務局回答 ²	市民会議としての回答又は考え方
29	徳地フォーラム			地域コミュニティの自主性や自立性を大事にしてほしい。大内文化を世界遺産にしようというところ、徳地とは地域性が違う。一緒にしてほしい。 「市は支援することができる」とは無責任。協働ならば、まず行政がするべき。そして市民がする。それが筋。	【副会長】 この条例は市民自身が自主的にやっていくことを促すもの。義務規定となると罰則などという話になる。それだと趣旨が違ってくる。意見は市民会議に持ち帰りたい。 【会長】 まちづくりは旧山口市だけを指した都市づくりではない。「地域づくり」や「村おこし」といった言葉も包括している。 また、この条例によって地域にまとまりができると考えている。そして、自治会や町内会、市民活動団体が行政とも連携しながら、行政と対等な立場でまちづくりをしやすくなると考えている。 また先ほど、市民活動団体などに対して、「市は～支援をすることができる」と規定していることについてご質問があったが、これは、団体側が支援を嫌がる場合のことを考えてのこと。場合によっては、「～しなければならぬ」と規定してしまうと、一方的に行政側が団体に対して、「こういうことをしたのだから、こうするのが当たり前」というかたちになるかもしれない。なので、今は弱い表現になっているが、持ち帰って市民会議で検討したい。	
30	市民活動評議会			市の支援は、なぜ「できる」規定なのか。	【事務局】 地域コミュニティや市民活動団体は、本来任意団体であり、自主的・自立的な活動が基本である。中間案では、その活動の公共性を位置づけ、支援できる根拠とした。	【プロセス検討会案】 この中間案では、自治会をはじめとする地域コミュニティや市民活動団体の活動の公共性を明らかにし、様々な主体をパートナーとして捉えています。こうしたことから、そうした主体が上下関係ではなく、お互いの自主性や自立性を尊重しながら、まちづくりを推進することとしています。
31	名田島フォーラム	13条 16条	市の支援	表現方法 努力規定	【委員】 この条例はまちづくりの主体が自主的に行動することを尊重している。 【副会長】 自立に向けての側面的支援は、第7条で行政が講ずるものとしている。今回の質問については持ち帰り協議させてほしい。	ご意見の趣旨につきましても、必要な支援の中で検討されるものと考えており、「できる」規定となっているのは、「しない」ことを前提とするものではなく、団体の自主性・自立性を尊重する形での支援が必要であり、また市の一方的な関与を受けないようにする必要があると考えたことからこうした規定にしています。 条文の趣旨が十分に伝わらない可能性があるため、条文を一部修正します。
32	パブコメ			「必要な支援をすることができる」という表記は、支援しないことが前提であるという記載になります。 これは、できうる限り関与しないことで自主性・自立性を尊重しようという意図で記載されていると推測していますが、支援することで自主性・自立性が損なわれるものではなく、支援の方法によるものであると考えます。 団体自己努力は当然ですが、その自己努力だけに委ねるのではなく、支援するために、例えば、人材養成支援においては、「新たな研修体系づくり」を行い、財源支援においては、「新たな財源確保のシステムづくり」を行い、自己努力する団体がそのシステムを活用できるようにすることで、自主性・自立性を尊重できると考えます。 なお、この「新たな財源確保のシステムづくり」は、行政による事業補助というような行政の状況に左右されるシステムではなく、団体独自財源を確保できるシステムを指すものです。（千葉県市川市の個人住民税1%支援制度や寄付金仲介制度など） 市民と行政の協働という理念に向けては、市民側の組織強化に向けた行政支援が不可欠であると感じており、「側面的な支援を行う」という記載を行い、併せて、「新たな支援システムづくりを行う」などの記載が必要と考えます。 このような新システムをつくることを記載することでメッセージとなり、人・場・財源等の昔からの活動課題の解決に向けて、一石を投じることができると考えます。		第13条 ⇒「市は、地域コミュニティの活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をするよう努めるものとする。ただし、この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自立性及び自主性を損なってはならない。」 第16条 ⇒「市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をするよう努めるものとする。ただし、この場合において、市の支援は、市民活動団体の自立性及び自主性を損なってはならない。」
33	パブコメ	14条	市民活動団体	市民活動団体の役割	「第14条は、第11条の地域コミュニティの役割に関する規定と並列的に記述しています。」とありますが、「第11条2の地域コミュニティは、各種団体と交流・連携して、まちづくりを推進するものとする。」に該当する条文がないのではないかと。	【プロセス検討会案】 ご意見のとおり、条文を追加します。 第14条 ⇒3 市民活動団体は、各種団体と交流・連携して、まちづくりを推進するものとする。
34	パブコメ	18条 21条	行政運営 行政運営	項目づけ	第18条（行政運営）と第21条（行政運営）（行政運営）と（行政運営）をわざわざ分ける必要があるのか。	別紙【資料2の34番について】を参照

中間案に対する意見等の趣旨

項 目				意見等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
35	パブコメ	20条	附属機関等の委員	表現方法 公募	委員を公募することだけを前面に出すのではなく、「責務と役割及び条件を明示して公募し、透明性のある方法によって選考する」という表記が望ましいと考えます。	【プロセス検討会案】 現状で附属機関等の委員のうち、公募委員の割合が低いことから、その取り組みを謳ったものです。附属機関については高度な専門性を必要とするものなど、設置の目的も様々です。選考方法についても「多様な意見が反映されるよう努めるものとする。」と定めていることからご意見の趣旨は含まれると考えています。
36	パブコメ	22条	市職員の育成・意識改革	職員研修	市民と行政の協働に向けては、市職員の育成・意識改革こそが一番求められるものであり、全ての根幹に位置するものであると考えます。 このため、協働の研修は、単発研修でその成果が生まれるものではないため、「体系的な研修を継続して行う」という表記が望ましいと考えます。	【プロセス検討会案】 協働によるまちづくりを推進していくために、職員は、協働の意義について理解し、市民の信頼向上に努めていかなければなりません。そのため市では、職員の職務能力の向上や資質の向上のための研修等を通じて市職員の育成や意識改革を図る必要があります。ご指摘の「体系的な研修」につきましては、協働推進プランに盛り込まれることになると考えています。
37	阿知須まち審	26条	推進委員会	所掌事務	協働のまちづくり推進委員会の所掌事務で、「市長の諮問に応じて、答申」となっているが、意見具申することは出来ないのか。	【事務局】 第26条第2項で具体的な施策について調査、審議するなど、諮問答申だけではない。意見具申もできる。
38	パブコメ			所掌事務	「調査、審議する」と記載してありますが、調査が何を指すのか不明確と感じます。 むしろ、ここでは、条例遂行に関わる施策や事業実施の検証が求められるものと考えられるため、「検証、審議」という表記が望ましいと考えます。	【プロセス検討会案】 ご意見を受け、条文を変更します。 第26条第2項 ⇒「検証、審議するものとする。」
39	パブコメ	27条	組織	運営方法	委員会の役割は、多岐に渡ることが予想され、相当回数の委員会開催が必要と思われますが、委員20名が一堂に会しての議論では、時間が不足する恐れを感じます。 このため、「部会(小委員会)を設けることができる」という記載をし、テーマ別の複数の部会(小委員会)で専門的な検証・審議を行う方法が効果的だと考えます。	【プロセス検討会案】 山口市協働のまちづくり推進委員会の具体的な運営方法等につきましては、第27条第5項の規定のとおり、規則で定めることとしています。
40	パブコメ	28条	条例の位置づけ	表現方法	本条例をベースに、市民と行政の協働を進めるためには、「他の条例、規則等を定める場合、最大限に尊重しなければならない」と記載してありますが、「他の条例、規則等を定める場合や事業実施時において市民の関わりを求める場合には、この条例で定める事項を前提とする」という表記が望ましいと考えます。	【プロセス検討会案】 ご意見の趣旨は「最大限に尊重する」という規定に含まれると考えます。 ご意見については、解説に掲載します。
41	山口まち審	30条	規則委任	条例の方向性	規則に委任するとあるがこの条例はどのような方向に向かっていくのか。	【事務局】 この条例は理念条例で、手続条例ではない。規則部分は少ないと思う。協働のまちづくり推進委員会の所掌事務等については規則で謳うことになる。
42	市民活動評議会	条例全体に対する意見		表現方法 努力規定	「努める」規定が多すぎる。 「しなければならない」ではないのか。	【事務局】 この条例は、市民の権利を規制したり、義務を課すような条例ではない。市民の意識に働きかける条例のため、「努める規定」が多くなっている。

中間案に対する意見等の趣旨

項 目		意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
43	パブコメ	表現方法 努力規定 本条例は、市民と行政の協働に向けた姿勢を示すものでもと受け止めていますが、各所で「努める」という努力目標となっており、決意表明が不十分に感じます。 努力規定であれ、義務規定であれ、実施内容の検証・評価が大切となりますが、努力規定では、「努力したことへの評価」となりかねず、「努力したことによる成果への評価」をするためには、義務規定として位置付けて、実施レベル及び成果、課題を検証できるようにしておく必要があると感じます。 このため、行政においては、「しなければならぬ」「行うものとする」という表記とし、市民側については、個人々の主体性を求めるため、「努める」に統一することが望ましいと考えます。		条例・条文の追加・修正等の必要性 ある ☐ ない ☐
44	市民活動評議会	条例全体に対する意見	議会が入っていないのは、なぜか。 【事務局】 地域課題の解決から条例の内容を積み上げられ、市民が主体的に行動することを条例で謳われている。 そうしたことから議会の記述がない。	【第14回市民会議協議予定】
45	湯田フォーラム		【議員】 市議会の位置づけについてはどう協議されたのか。 【委員】 市民会議の中で、市の執行部と議員との関係を勉強したが、今回の条例は市民自らが活動するときの大きなルールという位置づけが主たるものということ、また議会の役割については議会で検討されると聞いていたので、議会に関することはあまり議論にならなかった。 【会長】 今回の条例は、市民の活動に関することを主としており、議会とか住民投票ということはすべきではないと思っていたので、触れていない。	
46	湯田フォーラム		【議員】 この条例の中に「議会」が入っていないことについて大変寂しい思いがした。議会は市民の方から信頼されていないのかなと思った。これからの議会は市民の方と情報を共有したり、説明責任がある。議会もいま変わろうとしていて、いずれは政策立案の方向にもいくと思う。そういうときにはやはり市民の方と一緒に作っていかなくてはならないと思う。この条例では「協働」という点を中心に作られているようだが、ぜひ議会の役割、責務についても入れていただき、市民と議会と行政がスクラムを組んで良いまちづくりをしていきたいと思っている。 【委員】 議会は地方自治法に位置づけがある。議会と市民会議で議論しても良いと思っている。今の議会のあり方というものが、市民に定着していないと思う。ヨーロッパでは、議会と市民が一体となっているように見えるし、夜の議会とか、議会のあり方、開会の仕方色々方法があると思う。そこは議会自身が自分たちで開かれた議会を検討していただければと思う。我々も検討していきたい。 【会長】 今、日本の社会は変わってきていて、市民サイドの条例ができる時代になっている。この、市民が立ち上がっていく時代の中で、議員はどういう役割をしていくというのはこれからのこと。「日本は成熟した」とよく言われるが、ヨーロッパの議会制民主主義のようなところまでは成熟していないと思う。議会関係の条例については、議会でも作るという話を聞いたので、そちらを見た上で検討したいと思っていた。この条例はいずれ必ず改正しなくてはいけないので、そのときに議会の役割と市民の役割を調整していけば良いと思う。こちらから、「議会はこういうことをしなさい」などということは、今のところないほうが良いと受け取っている。市議会から「してくれ」と言われればするが、実際は、この条例は市民活動の分野を担当しているわけで、まちづくりといっても市全体の全ての分野を網羅しているわけではないが、議会は全てに関わった活動。また、私たちは自治会や各種団体が色々な活動をもっと活発にして、市民サイドのものをよりやりやすい環境にしながら市民社会をよりよくすると考えているので、あまり大きな法律を作っているというイメージで聞かされていない。そのため、議会に関してあまり議論していないところがある。検討させていただきたい。	

中間案に対する意見等の趣旨

	項 目	意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方	
47	湯田 フォー ラム	議会	【付箋】 二人の議員の質問に対する会長と委員の回答は不適切だと思う。議会は勝手に立ち上がった訳ではなく、市民の信託を得て成立したことを失念されている。	【第14回市民会議協議予定】	
48	湯田 フォー ラム	住民投票	【議員】 住民参加・参画というような説明があったが、市政の重要な点については、全国的に直接住民投票というもの各地で行われている。住民が直接参加する機会としての住民投票条例の制定などについては、どのように協議されたのか。	【第14回市民会議協議予定】	
49	湯田 フォー ラム		市民活動団体にも属していない一市民が市に対して意思表示するのは極めて難しいと思う。第3条第2項に「対等の立場」とあるが、それは住民投票くらいしか方法がないのではないかと。清水委員から、「住民投票については市民会議で意見が出た」という説明があったが、意見が出たなら付記したほうが良いと思う。これから阿東町の合併や、市役所の庁舎の移転など、市全体に関わるまちづくりのことが多数起こる。そこで市民は、市議会と市の執行部に任せていけば良いかという、やはり名もなき民の声を少しでも反映するには、住民投票が一番良いと考える。そして住民投票は、どこかが音頭をとらないと難しいと思う。 (市役所新庁舎の建設候補地について、下関市長が住民投票にかける提案をしたことを例に挙げて。)		【会長】 今回の条例は、市民活動に関することを主としており、議会とか住民投票ということはずべきではないと思っていたので、触れていない。
50	徳地 フォー ラム		協働推進 プラン		【付箋】 条例の具体的な内容になる協働推進プランについてどんな内容になるのか。 地域性が出るのか。
51	山口 まち審	行政・議会 の対応	地方分権の時代になり、今回のように市民は条例をつくれる程、力をつけてきている。旧態依然なのは行政、議会。金の使い方も透明性がない。バラマキをやめてきちんとした金の使い方を示して欲しい。		
52	山口 まち審	行政の対応	内容が依然として市民のための啓発。市民は既にやっている。意識を変えなければならぬのは行政ではないか。		
53	湯田 フォー ラム	行政の対応	【付箋】 市民の盛りあがりには、この条例により元気になると考えるが、市職員などの積極的な市民活動や地域活動への協力が不可欠と考える(積極的にされる方は少ない)。市を愛するがゆえ、苦言を申します。		
54	来庁者	表現方法 外来語等	わかりにくい言語には注釈をつけるなどして、一般市民に分かりやすいものにしてほしい。(特にカタカナ用語(「国立国語研究所「外来語」委員会編」で編集されているものを除く)) 【事務局】 (条文には目を通されていないようなので、条文素案の中間案及び構成図の資料を渡す。) 市民会議では個々の条文の下に【条文の説明】や【用語の補足説明】を入れて分かりやすいものにされている。 また、市民会議では「中学生にも分かる文章にしたほうが良い」という意見もあった。 より分かりやすいものということで、意見は市民会議に伝え、ご検討いただく。		

中間案に対する意見等の趣旨

	項 目	意見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方	
55	湯田 フォー ラム	表現方法 外来語等	総合計画の内容で外来語が82語も あり、わかりにくいと市長に苦情を言っ た。 元号(平成)を使うべき。市も市民の目 線で、わかりやすい文書を考えてほし い。(内容は総合計画についての苦情) カタカナ用語を使っていけないと言 わない。分かりやすいようにしてほし い。一般的でない言葉を使ったら、() で説明してほしい。	【会長】 私自身も外来語が多いことを気にしている。国で もそうだが、日本は人の知らない外来語を使うとえ らいと思う風潮があり、横文字を使いすぎるのは 問題だと思う。 公文書は元号で標記するという原則も、元号が 変わると継続性が崩れると理由で、今では併記に なっている。 協働は新しい考え方。条例では市の説明責任が 明記されている。	
56	パブコ メ			【想定問答 Q16】より 総合計画は、10年後のまちの目標や方向性 を定めた設計図です。まちづくり基本条例は、そ の目標をどのようにして進めていくかという基本 的なルールや仕組みを定めたものであり、具体 的には、協働のルールや市民参加の仕組み、ま ちづくりの主体ごとの役割などを示しています。 旅行に例えれば、総合計画が目的地で、条例 は行程であると考えています。	
57	名田島 フォー ラム		【委員】 行政は押し付けている訳ではない。 地方分権一括法ができて以降、わたしは自分ら のことは自分らでやらないと仕方がないと思っ ている。 もちろん条例ができてすぐまちが良くなるとは 思っていない。 まちづくり、地域の課題は地域が一番知ってい るのだから、地域の課題に対してまずは地域で知 恵を出して、主体性を持って地域でやっていくこ とが大事だと思っている。	【想定問答 Q12】より この条例は、市民の「自分たちのまちは、自分 たちの手で築いていこう」という思いを表明したも ので、何でも市民が行うということを謳っている のではありません。 市民、地域コミュニティ、市民活動団体、市の 執行機関(行政)のそれぞれがまちづくりの担い 手として役割を果たし、様々な主体と補完し、協 力しながら、これからの地域社会をつくり、住み よい山口市にしていこうという考え方でこの条例 を考えています。	
58	パブコ メ	条例全体に 対する意見	「協働」によって、行政の仕事の市民 への押し付けにはならないのか。	【名田島フォーラム 委員意見】より 行政は押し付けている訳ではない。 地方分権一括法ができて以降、わたしは自分 らのことは自分らでやらないと仕方がないと思っ ている。 もちろん条例ができてすぐまちがよくなるとは 思っていない。 まちづくり、地域の課題は地域が一番知ってい るのだから、地域の課題に対してまずは地域で 知恵を出して、主体性を持って地域でやっていく ことが大事だと思っている。	
59	山口 まち審	考え方 方向性	よい取り組みであると思うが、法律を 守らねばならないという縛りを感じるが。 法令の拡大解釈をしている先進地は ないのか。	【事務局】 もちろん条例は法令の範囲内でつくっていく。 今回の条例は自治体ごとにその自治体にあった ものをつくっている。そのため決められた形はない と思う。	
60	小郡 まち審		パブリック・コメントや説明責任という 言葉はあるが、施策の評価、特に第三 者による評価というものも必要ではない か。	【事務局】 条例自体の評価については、「山口市協働のま ちづくり推進委員会」が行うこととしている。施策 の評価システムについては、山口市で事業の評価シ ステムがある。ご意見は市民会議にお伝えする。	
61	名田島 フォー ラム		この条例に個性があるのか？ 地域で影ながらがんばっている人にス ポットが当たっていない。 変わってならないものと変わらなけれ ばならないものがある。		
62	山口 まち審		市の市民との協働についての重要性 の認識を問いたい。【協働に対する市の 考え方】	【事務局】 山口市を取り巻く社会経済状況、行政ニーズの 多様化など、これまでのように行政のみで公共 サービスを提供するのは難しい。それぞれができ る分野については自ら行い、できないところにつ いては力を合わせ一緒にやっていく。これからのま ちづくりにおいて「協働」がとても重要になると 認識している。	
63	自治会 連合会		何かをしようとするときは、お金が必要 になる。市は、お金を持っているのか。 その辺と条例の関係はどうなるのか。	【会長】 これからは市民が優先順位を決めていくことも必 要ではないか。全て市が負担するのではなく、住 民が一定の額を負担することも考えなければなら ないと考える。	

中間案に対する意見等の趣旨

	項 目	意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
64	名田島フォーラム	まちづくりの概念が分からない。 条例ができたら変わるものではない。 今後の見通しを伺いたい。	【委員】 この条例はいわばまちづくりの骨格の部分に当たる。具体的な施策等はこれから行政がつくる協働推進プランに載せることになる。プランを作成し、骨格に血を流し、肉をつけていかねばならない。プランは平成21年度からスタートする予定である。	
65	名田島フォーラム	「豊かなまち」とはどういう意味か？	【委員】 精神的に豊かということ。	
66	徳地フォーラム	徳地は、高齢化・中山間地域、限界集落。 まちづくりといっても、どういうイメージを持ったらよいか。	【委員】 合併して中心部が遠ざかり、行政も遠くなる。地域コミュニティを活性化させていくことが大事ではないか。 市民の問題を市民の視点で考えていくのが条例というルールではないか。 【副会長】 中間案では、まちづくりを進めるさまざまな主体が想定されている。 その主体がどのようにまちづくりを進めていったらよいのかというルールがこの条例。 質問については具体的な施策が実施されると思う。	
67	徳地フォーラム	徳地でまちづくりって。地域でどのようなことをやっていけばよいのか。 言われてることは分かるが、まちづくりがいまいち分かりにくい。 意識の改革といってもすごく難しい。 一自治会ではできない。	【副会長】 まちづくりとは地域を自分たちで作る。どういうまちを作るのかを自分たちで考えていく。自分たちだけでできなければ協働というのが、今回の条例の趣旨。具体的な施策は協働推進プランなどで検討される。	
68	自治会連合会	まちづくりの「まち」は、どの範囲をいうのか。山口市全体か、地域ごとか。	【会長】 市内全域もあるし、自治会や小学校区単位でもある。「まち」とひらがなにしたのは、村づくりや地域づくりも包括して考えている。	
69	湯田フォーラム	この条例ができてもまちがどう変わる？ この条例ができても私は何をすべきなのか？ 評価システム（市民・行政ともに）をプランに盛り込んでほしい。地域に活動についても評価が必要ではないか？ さばらんでを旧山口市だけでなく旧町にもついたらどうか？	【会長】 まちづくりに前向きな人にはいい条例になっていると思う。そういうイメージを持っている。 地域で子供を守るという思想を持っていれば、例えば子供が家庭で問題を抱えていても、追い詰められることがなくなり少年犯罪などは減らすことができるのではないかと。この条例は市場社会が進み、他人への思いやりなどがなくなってきた今の社会を人間的な社会に再構築することができるような条例を目指した。 地域コミュニティを特出しし、議論を重ねてきた。年齢に関係なくみんながそこには賛同した。 【委員】 地区の子供の守り隊に多くの老人が自分の時間を割いて参加している。今では老人も子供も楽しくなっている。お互いに喜びを与えている。この条例でいい活動ができるようになるのではと思っている。 【会長】 質問のあった各主体の評価は謳うとすればプランでになる。何かを行えば評価は必要になると思う。	
70	名田島フォーラム	①まちづくりの範囲が広い 意識を持ってもらうにはどうするか？行政が地域に入って、意識付けの育成するべきではないか。 ②情報提供とは何なのか。 ③罰則は。 回答を受けて、『そんなことでは失敗するぞ。』	【副会長】 行政ではなく、市民が主体的にまちづくりに関わっていくことがこの条例の趣旨である。 情報の共有がまちづくりの第一歩。少しずつ興味のある人から広げていく。 この条例は市民の主体性を育てる条例であり、罰則はそぐわない。	

中間案に対する意見等の趣旨

	項 目	意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
71	パブコメ	まちづくり＝住みよい生活環境ということで、以下のことを重点的に、場合によっては、罰則、罰金規定まで盛り込んでみてもいいのではないのでしょうか。 どの地域地区でもあることだと思いますので、市報などで問題提示し、啓蒙啓発する必要性が今後高まると予想されます。(1面で) 迷惑防止条例の周知、制定。 匿名等の通報制度。 ①市道などの違法駐車。警察との連携 ②マフラー改造などの騒音、深夜、早朝、故意の空ぶかし。 ③猫の放し飼い、リードをはずしての散歩、など。 ④ ごみのポイ捨て。 ⑤路上でのボールあそび、おにごっこ、自転車競走の黙認(監督している親)。 ⑥自転車の放置(盗難か?) 猫に関しては、税金を課すべきではないのでしょうか。 犬は狂犬病予防接種が課されているので。 猫の飼い主は放任なのが多いと思います。(無責任)		【想定問答 Q28】より この基本条例は、市民の権利を制限したり、義務を課するという条例ではなく、これからのまちづくりの指針となるもので、市政の運営に当たっては最大限尊重することとしていますので、その趣旨を十分に反映した施策が展開されるとともに、その趣旨を市民のみなさんに周知される必要があると考えています。またこうしたことから、罰則規定を設けるものではないと考えています。
72	徳地フォーラム	【まちづくり】 考え方 方向性 罰則規定 現状		
73	小郡まち審	今は条例には、条文の説明などが入っているが、発表時点ではどういったことになるのか。	【事務局】 条例としては条文だけになるが、市民のみなさんにお知らせするときには、説明や意見等も含めてお伝えしていく予定。	
74	湯田フォーラム	表現方法 つくり方 幅広い年齢の者が理解できるような内容(行動)であればよいのでは？	【委員】 中学生でもわかるようにと条文は考えてきた。具体的な施策についてはプランに載せることになる。わかりやすいしつけが必要との認識は持っている。	
75	自治会連合会	条例をつくるにあたって立ち上げのインパクトがない。 旧山口市の条例にもこうした条例が全くなかったわけではないと思う。合併したからひとつにまとめるのか、新しくこうした形で市民と行政が一緒になってやらなければならないのか。 市の他の条例と基本条例の関係はどうなるのか。	【事務局】 本市では、このような条例は初めてです。中間案の第28条にあるとおり、本市のまちづくりの指針となる条例です。	
76	自治会連合会	条例の 必要性 まちづくり基本条例の必要性について聞きたい。 今でも、行政、議会、地域の活動などがあるが、それでは不十分ということで、条例制定の話が出てきたと推察するが、いかがか。	【会長】 市民側は行政にだっこにおんぶのところがあったが、自分たちでやれるところをやりながら、自分たちでできないところは行政がやるという、「協働」の時代になってきている。市政は行政や議員に任せではなく、地域の住民もつくっていくということが、全国的な方向になってきている。そうした考え方が、今回の条例の柱になっている。	
77	徳地フォーラム	周知 【付箋】 条例を市民でつくっていること自体が浸透していない。 条例ができれば市民会議は解散なのか。今後の条例についての働きかけはどうなる。		
78	湯田フォーラム	【付箋】 広報等を通じて市民にもっと知らせるようにされては？とも感じます。 将来の山口市の創造のまちづくりにご努力を！		

中間案に対する意見等の趣旨

	項 目	意 見 等	市民会議委員、事務局回答	市民会議としての回答又は考え方
79	小郡 まち審	周知	【事務局】 市民会議では、広報班によりかわら版という広報誌も発行されている。 また、この市民会議の委員は他の委員会等と異なり女性が多く、また年齢も幅広いのが特徴であり、その市民会議の委員自らが広報担当となり、知人の方などにお伝えしている。 また、パブリック・コメントも実施している。	
80	山口 まち審	農繁期で昼間はフォーラムにいけない。 個別に夜、説明してもらえないか(9月頃)	【事務局】 個別に調整させてもらう。	
81	名田島 フォー ラム	市民会議の 位置付け	【副会長】 市長が委嘱している。市民会議はアイデアを出し、事務局は協議内容をまとめたり、資料を提供したり、市民会議にフィードバックを行う。 【委員】 この条例は、今までみたいに行政が作るというものとは違う。市民の意思が反映できるようになっている。これは仕組みづくり。 今までのようになんでも行政任せというのではなく、自分たちでできることは自分たちで行い、自分たちだけでできないところは行政にやってもらうという思想がこの条例にはある。	
82	名田島 フォー ラム	感想 推進プラン	【付箋】 立派な条例になっている。具体的な内容を協働推進プランに反映できるよう、市民会議委員の活躍を期待する。	
83	名田島 フォー ラム	感想 推進プラン	地域の活性化が大事だと思う。条例を読んだが市民が作ったにしてはよくできているのではないか。実際にこれを活かす方策がほしいと思う。	
84	名田島 フォー ラム	感想 推進プラン	【付箋】 市民会議委員には、条例制定後も市民の活動の先頭に立ってもらえたらと思う。市の背中を押して欲しい。	
85	徳地 フォー ラム	感想 推進プラン	「個性豊かで自立した・・・」に感銘を受けた。自分で生活に不便がないから。行政依存の体質が抜けない(特に高齢者)。意識改革は難しいのではと思う。 しかし自分なりにがんばっていこうと思う。(拍手)	【委員】 仕事をやめて地域のことを考えるようになった。地域で生き生き暮らしていくためにはどうしたらいいか。 興味のある分野から巻き込んでいったらどうか。自分自身が意識を持って第一歩を踏み出すのが大事。
86	山口 まち審	感想 推進プラン	まちづくりの指針としてはよいものだと思う。	
87	湯田 フォー ラム	感想 推進プラン	委員の思いが感じられた。すばらしい。	
88	山口 まち審	感想 推進プラン	この条例は地域の活動を後押しするものと捉えたい。 後は地域のリーダーたちがこれを見てどう理解していくかだと思う。	
89	山口 まち審	感想 推進プラン	まちづくりの現場で動く者はこの条例の方向性を理解していればよい。要は自分がこれをどう読むかだと思う。	
90	阿知須 まち審	感想 推進プラン	自治会の活動をイメージすると、条例が具体的によくわかる。 この条例が生かせる活動をすれば、より条例が身近になるのではないか。	【事務局】 市民会議に意見をお伝えする。 条例は抽象的なため、条例の趣旨にあった「協働推進プラン」を市でつくっていく。具体的な施策や事業をプランに入れていきたい。
91	名田島 フォー ラム	感想 推進プラン	【付箋】 協働する前に自立が先	

【資料 2 の 34 番について】

パブリックコメントで『第 18 条（行政運営）と第 21 条（行財政運営）をわざわざ分ける必要があるのか。』という意見がありました。

第 18 条について、条文をどのように整理したらよいと思いますか？

（行政運営）

第 18 条市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。

- ☐ 1 第 17 条（市民参画）に入れて整理する。
- ☐ 2 第 21 条（行（財）政運営）に入れて整理する。
- ☐ 3 そのままにする。

現在の条例の構造（内容により分類）

